

前橋市公民館利用に関する条例の改正について（議案第61号）

生涯学習課

1 改正の理由

南橋公民館の改築に伴い、同館の室名及び使用料の額を改める。

2 内容

南橋公民館の室名及び使用料の額は、次のとおりとする。

館名	室名	使用料		
		午前	午後	夜間
		9時～12時	13時～17時	18時～22時
南橋公民館	ホール	2,250円	3,010円	3,010円
	会議室	490円	660円	660円
	料理実習室	490円	660円	660円
	造形創作室	440円	600円	600円
	第1和室	440円	550円	550円
	第2和室	440円	550円	550円
	第1多目的室	220円	330円	330円
	第2多目的室	270円	330円	330円

3 施行期日

市規則で定める日